

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	令和8年3月27日
【会社名】	株式会社日本抵抗器製作所
【英訳名】	Japan Resistor Mfg.Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 準
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	富山県南砺市北野2315番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長木村準は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、令和7年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお連結子会社5社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが電子部品の製造・販売を主な事業とする製造業であることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切であると判断し、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点を対象とし、前連結会計年度の連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。当社グループは主に電子部品の製造・販売を行っていることを踏まえ、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案し、固定資産の減損などの決算プロセス等を重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

当社は、前連結会計年度に係る内部統制報告書に記載の通り、連結子会社である株式会社日本抵抗器大分製作所（以下、「当該子会社」という。）の元従業員による同社資金の私的流用の事案が発覚したことを受けて、業務プロセスの一部に開示すべき重要な不備があるものと判断し、令和2年12月期から令和5年12月期の内部統制報告書の訂正報告書及び令和6年12月期の内部統制報告書を令和7年4月30日に提出いたしました。

当連結会計年度において、当社は当該事案についての社内調査委員会の調査結果及び提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を策定、実施してまいりました。

1. コンプライアンス研修の実施

- （1）内部統制システムを構築し運用する目的とその重要性を理解する。
- （2）各業務プロセスの統制について、各自の役割を再認識する。
- （3）管理者に対しては管理意識の醸成を図る。

2. 子会社の業務プロセスの見直し

- （1）銀行振込・口座引落・経費精算について電子的な承認手続きに切り替える等、プロセスの見直しを行う。
- （2）月次決算の際には、預金残高、支払手形残高の照合及び経理責任者による確認を確実に行う。
- （3）銀行振込等による出金仕訳入力後、帳簿上の預金残高と銀行の預金残高を都度照合し、証憑とともに経理責任者が確認を行う。
- （4）月次決算の際に、経理責任者は支払証憑が適切に整理されているか確認する。
- （5）出金先のトレースを容易にするために、支払方法を電子記録債権、銀行振込等の電子的な決済方法に順次変更を行う。

3. 当社による当該子会社に対するモニタリングの強化

- （1）社内会計監査の監査内容について、追加の証憑突合を行う等の見直しを行う。
- （2）インターネットバンキングのユーザーに当社の経理担当者を追加し、入出金状況等を随時モニタリング可能な体制とする。また、会計システムも同様に当社の経理担当者が随時照会できるようにシステムを変更する。
- （3）内部通報制度について従業員に対して改めて周知徹底を図る。

上記再発防止策を適切に実施し、改善状況を確認した結果、当連結会計年度末日において、開示すべき重要な不備は是正され、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。